

○高知縣市町村総合事務組合消防団員等に係る公務災害補償
のうち身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則

〔平成17年2月1日〕
規則第19号

改正 平成18年9月14日規則第2号

高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第22号）第11条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。